

## 甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成27年1月9日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	小澤重則君	副委員長	金丸寛君
	金丸幸司君		五味武彦君
	松井豊君		斉藤芳夫君
	内藤久歳君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（4名）

議長	有泉庸一郎君		清水正二君
	三浦進吾君		保坂芳子君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

生活環境部長	有泉善人君	福祉健康部長	小林修君
環境課長	小田切聡君	福祉課長	内藤光二君
子育て支援課長	三井敏夫君	長寿推進課長	三澤宏君
健康増進課長	清水春雄君	環境保全係長	鷹野久君
生活環境係長	三井浩君	福祉総務係長	梅原剛君
障がい福祉係長	田中貴則君	生活保護係長	剣持豊彦君
児童係長	羽中田和幸君	保育係長	長田裕二君
長寿あんしん係長	土屋達巳君	介護保険係長	保坂江里君
介護予防推進係長	小池清美君	健康企画係長	小林和彦君
保健指導係長	長坂千恵子君		

---

## 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 中村 宗和 書記 山岡 広司  
書記 石原 大助

## 内容

- 1 菖蒲沢地区メガソーラー事業に対する山梨県環境影響評価条例に基づく判定結果について
- 2 公共施設の屋根貸し太陽光発電事業の公募について
- 3 第4期障がい福祉計画（素案）について
- 4 生活困窮者自立支援事業について
- 5 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金申請状況及び支給実績（見込み）について
- 6 甲斐市子ども・子育て支援事業計画（案）について
- 7 新制度に伴う保育料等について
- 8 甲斐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要について
- 9 第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（素案）について
- 10 甲斐市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）について
- 11 その他

開会 午後 零時 57分

○委員長（小澤重則君） ただいまの出席委員7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会します。

---

○委員長（小澤重則君） 本日の委員会は、各担当より次第にあります事項について説明、報告を受けたいと思います。

初めに、1番、菖蒲沢地区メガソーラー事業に対する山梨県環境影響評価条例に基づく判定結果について、担当より説明をお願いいたします。

小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 大変ご苦労さまです。また、ことしもよろしくお願ひいたします。

それでは、環境課としまして2件の報告内容でございます。

それでは、説明をさせていただきます。

まず、1件目につきましては、菖蒲沢地区メガソーラー事業に対する山梨県環境影響評価条例に基づく判定結果についてであります。

資料については1ページをごらんください。

この件につきましては、11月の常任委員会で山梨県環境影響評価等技術審議会における環境アセスが必要であるとの判定結果を報告させていただきましたが、12月11日付、正式に山梨県よりアセスが必要である旨の通知がありましたので、報告させていただきます。

必要の理由としましては、次は2ページをごらんいただきたいと思います。

必要の理由としましては、周囲に開発地が集中しており、事業を実施することにより、この地域の水質、水象、動物、生態系等の環境要素に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるためという理由でありました。

この2ページが県から事業者への判定結果の通知でございます。

それから、右側の3ページにつきましては、異議申し立ての内容でございます。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この水象というのはどういう意味かちょっと。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 水象とは水の流れとか等の意味でございます。

以上です。

○委員長（小澤重則君） ほかにございせんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） すみません。この2ページ、3ページ関連で、関連といいますか、一緒に考えていいですか。それに対して、ちょっとご質問したいと思えますけれども。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 2ページ、3ページが業者に行っている通知文でありまして、本来これについては表裏、表にこの通知文がありまして、裏側にこの異議申し立ての関係がついているところなんですけれども、資料の関係で別々にさせてもらった状況にあります。

以上です。

○議員（三浦進吾君） じゃ、改めていいですか、委員長。

○委員長（小澤重則君） 三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 3ページにございます「教示」というふうに書いてございまして、この内容を見ますと、「この決定に不服がある場合には」ということで、例えば業者のほうから意義申し立てがあるのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） この異議申し立ては、この通知を受け取った日から60日ということで、今、最中でございます。それで県のほうにも確認したところ、今現在、異議申し立てが出ていないということをお聞きしております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） だめですよ、もう、2問までですよ。

〔「質問は1回です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 1回で関連やったからだめです。2回質問したからだめです。  
ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で（1）菖蒲沢地区メガソーラー事業に対する山梨県環境影響評価条例に基づく判定結果についてを終了します。

次に、（2）番、公共施設の屋根貸し太陽光発電事業の公募について、担当より説明をお願いいたします。

小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 次に、（2）としまして、公共施設の屋根貸し太陽光発電事業の公募についてであります。

資料につきましては、4ページをごらんください。

屋根貸し事業につきましては、今年度より一部の施設において実施をしているところであります。

（1）事業の目的であります。国の再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度を利用し、太陽光発電事業者が公共施設の屋根の使用を許可することにより、再生可能エネルギーの推進、公共施設の有効利用、地域経済の活性化及び再生可能エネルギーに対する市民意識の向上を図るとともに、災害時等における公共施設の機能強化のため、屋根の活用を希望する事業者を募集するものであります。

（2）としまして、対象施設でございますが、表にある7施設を対象としています。甲斐市の公共施設としましては約60施設ほどございますが、耐震性、それから、耐久性、雨漏りの発生するおそれがないこと、屋根への移動が容易にできることなどを考慮して、7施設を対象施設としました。

（3）としまして、事業者選定方法につきましては、賃貸借料のほか、設置後の維持管理や災害時の電力供給方法等の内容を総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーザル方式により選定を行い、選定委員会において決定をする予定であります。

（4）としまして、提案条件でございますが、ここに書いてあります5点については、あ

くまでも主な条件であります。

アとしまして、対象施設7施設のうち、5施設以上を選択していただきます。というのは、事業者のパネル設置の方法が事業者ごとに違うことにより、設置できない施設も想定されること。また、設置パネルの能力にも違いがあるため、7施設中5施設以上としました。

イとしまして、使用料については昨年度の屋根貸し事業の実績を踏まえまして、平米200円以上としました。

ウとして、災害時には非常用電源として活用できることとしました。

エとしまして、施設運営に関し、環境教育等に役立つ取り組み、ほとんどが学校施設であるため、例えば目で見て発電量がわかるようなモニター等を設置するとかの提案をするようにしました。

オとして、貸付期間は20年とし、期間終了後には原則撤去する。しかし、協議により市への譲与もできることとしました。

(5)としまして、収入の見込み額であります。平米200円で貸した場合は、年間で35万円程度を見込んでいます。また、機械ということで償却資産としての固定資産税が40万円程度を見込んでおります。

最後に、大きい2番としまして、今後のスケジュールであります。募集期間は1月5日より始めております。終期は23日までとなっております。また、1月下旬に選考委員会を開催し、業者の選定を行い、2月には協定締結と各種手続、3月より順次、工事着手となっております。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これ、提案条件で5施設以上選択するって、7施設あって5施設以上選択するというのは、これは業者がその5施設をやるということですか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） そのとおりであります。業者のほうが任意に5施設以上選んでいただいて、提案をいただくという形をとる予定です。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君）　ということは、5施設以上ということは、これ7つあるから、7つやるということも考えられるわけ、でも、どういうこと、その辺。

○委員長（小澤重則君）　小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君）　そのとおりで、7つも可能でございます。最低5つを……

○委員（内藤久歳君）　やってもらおう。

○環境課長（小田切 聡君）　やってもらおうということで、1個1個の契約は今までやったんですけれども、なかなかそういった形ですと、収入等の問題もありますし、時間的な経過等もありますので、ある程度7施設のうちから5施設以上選んでいただいて、それで提案をいただくという予定になっております。

○委員長（小澤重則君）　内藤委員。

○委員（内藤久歳君）　ということは、業者の選定については何件応募してくるかわかんないけれども、そのうちの1業者に絞り込んで、最大で7つをやってもらおうという、そういう考え方でいいのかな。

○委員長（小澤重則君）　小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君）　そういう考えでございます。

○委員長（小澤重則君）　内藤委員。

○委員（内藤久歳君）　それで、ここに年間35万円という収入が見込んでいるということなんだけれども、今、図書館にあるよね。あれはもう実績が出ているよね。それと比較して、ある程度、面積とか発電量とか、そういうものを計算して、これをはじき出したと思うんだけれども、これって少ないんじゃない、そうでもない。

○委員長（小澤重則君）　小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君）　当然、少なく収入は見込んであります。実際に昨年設置しました竜王図書館ですと、1年間に12万8,800円、それから、双葉体育館については14万4,800円と、2つ合わせて、もう既に27万2,000円ですので、その辺については実際パネルをどれだけ置けるかという問題の関係がございますので、あくまでもこの収入見込みについては、うちのほうの想定の数値でございます。ですから、例えば三角形のパネルを利用した中で屋根を有効的に使えるということになれば、それだけ面積も多くなるわけですから、賃借料のほうも多くなるという考えでございます。

以上です。

○委員長（小澤重則君）　内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうなってくると、いろいろな選択肢があるというんだけど、そういういった図書館の実績等を踏まえて、最大限収入がふえるというような方向を、ただやればいいということじゃなくて、その業者に対してもそういう有効的な発電量ができたりとか、そういうことも要するに交渉というか条件の中に入れるということについては、どういうふうに業者に対してやっていくの。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 一応この評価の中に、その収入の面がウエートを多分に占めているところがありまして、それが収入が全部のウエートを占めるわけではございませんけれども、一応ある程度収入の面が評価の対象には入っているということをお伝えしておきます。

○委員長（小澤重則君） ほかにございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この7施設で最大何平米ぐらいか、大体で……

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 一応今、35万円ですから、単価で割り返すと1,750平米と、あくまでも目標数値でございますけれども、多分この辺は実際もう少し多くなると考えているところでございます。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 今、太陽光の買い上げについて電力会社でいろいろ動きがあるんですが、その辺の影響はどうなんでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） その辺の影響があります。一番あるんです。というのは、もう少し時期がずれてしまいますと、今度は価格がまた変わってきます。今の状況でいくと、26年価格が32円となっていますので、これが1月末までに、ここに業者選定して東電等の届け出があれば、その32円ということで、27年度についてはまだ価格のほうが決まっておりませんが、今の国のほうの方向から見ると、相当太陽光については買取価格が安くなるんじゃないかと考えられています。

以上です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございせんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） お聞きしたいんですけれども、今、1,750平米でしたっけ、全部で。各学校によっては、みんな規模が違うということですよね。小学校の屋上となると広いところもある、狭いところもあると、例えば広いところを何%使うとかかいうのは、耐震性とか、いろいろなことを考えながら、もう試算はしてあるということですか、市のほうでは。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） おおむねこのぐらいまではできるであろうという形の試算で、これはございます、1,750平米というのは、実際。ただ、そこも先ほど言いましたように、なかなか細かく張るような業者も出てきますと面積もふえてきますので、それなりにまた収入面でもふえてくるのではないかと思っております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 小学校の屋上につけるといことなんですが、例えば屋上を使っている学校というのはあるんですか、屋上をそのまま授業で使うとか、それによって授業が妨げられるとかいうことはあるんでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 一応この屋根貸し事業を行う前に、学校等も協議の中に入っていて、実際使われていないことを確認した上での話でございます。それで中には、この枠の中の下に※でちょっと書いてありますが、3から5番については校舎、それから、6番、7番については体育館と、そういった形の中で、学校施設の中でもそこを指定をしているところもございますので、了解をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） もう一つ、市への譲与について条件つけるという項目があるんですが、ひょっとして例えば小・中学校にエアコンをつけるといったときに、今度はエアコンを使ったときの売電という、今度は別の展開になってくると思いますね。そういったことも考えての上でしょうか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 私のほうはそこのエアコンのほうまでは、まだ考えておりませ

んで、最終的には一番は、こういう各小・中学校は避難所になっていますので、当然避難所等が、もし何かあった場合については電力が供給できるような形をとりたいなということを考えております。当然、将来的な考えを持てば、そのようなその電力を有効に使うということであれば、そういった方面の話も出てくるのではないかと思います。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） それで、その譲与という項目がつけられたということの理解でいいですかね。ひょっとしてエアコン問題までいくかどうかは別として、いろいろな使い方ができるから、こういうことをつけたということでもいいですね。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） そのとおりでございます。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 今、対象施設を見て、この竜王西小学校ですか、昭和57年と、そうしますと、今現在33年ぐらいたつわけですね。これから貸与して20年、これを考えたとき、耐震性の問題、あるいは老朽化の問題、その辺のお考えはどんなふうに考えているかお伺いしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 耐震の関係は、実際56年度に出ておりまして、これは57年に完成ですので、耐震性のほうは問題ないと思っておりますが、当然老朽化等も考えられますので、その点につきましては双方で協議するということで条件の中に入れてございます。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で（2）公共施設の屋根貸し太陽光発電事業の公募についてを終了します。

次に、環境課関係のその他に入ります。

環境課よりありましたらお願いします。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） 次に、環境課関係で委員より特に聞きたいことがありましたらお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（小澤重則君） ないようですので、以上で環境課のその他を終了します。  
ここで暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時18分

○委員長（小澤重則君） 会議を再開します。

次に、（3）第4期障がい福祉計画（素案）について、担当より説明をお願いいたします。  
内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） お疲れさまです。福祉課の内藤です。本年もよろしく願いいたします。

それでは、本日の案件の（3）からお願いいたします。

第4期障がい福祉計画（素案）についてご審議のほう、よろしく願いいたします。

事前に甲斐市第4期障がい福祉計画【素案】の冊子、それから、事務局を通じまして、第4期障がい福祉計画（素案）の【概要版】、8ページのものをお配りしていただいておりますが、本日この2つを使ってご説明させていただきたいと思います。そして、概要版のほうは、この48ページの内容を8ページにまとめたものでございますので、この概要版のほうを中心にご説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、素案の冊子、最初に、47ページ、後ろのページですが、47ページをお開きいただきたいと思います。

この甲斐市第4期障がい福祉計画の策定につきましては、ワーキング会議を設置させていただきました。ワーキング会議は、甲斐市の障害者関係団体、当事者または事業者関係の皆様にもご参画いただいて、合計12名のメンバーで、この策定ワーキング会議を設置させていただきました。

その前のページ、お開きいただきますと、45、46ページ、このワーキング会議で既に3回は協議しまして、本日午前中ですが、甲斐市の保健福祉推進協議会の委員さん方にも、この素案のほうをご協議いただいたところでございます。

それでは、概要版のほうをご用意いただきたいと思います。

この第4期障がい福祉計画につきましては、第1章から第6章で構成されております。

まず、第1章につきましては、計画の基本的事項でございます。

この計画は、障害者総合支援法という法律に基づいて、各市町村が策定する計画と位置づけられているものでございます。

本市では、第1期から既に4期、同様に、計画を策定させていただいております。この第4期の計画は、平成27年度から29年度の3年間を計画期間とするものでございます。同様に、甲斐市では障害者計画というのも10年計画で定めております。

計画の位置づけでございますが、図にございますように、上位計画である甲斐市総合計画、また、関係計画とも整合性を持って、この4期の障がい福祉計画を策定させていただいたところでございます。

2ページをお願いいたします。

障がい者の状況が第2章から記載されております。それらを表にまとめたものでございますが、手帳の所持者数、平成26年度と25年度、それぞれ4月1日現在の状況でございます。手帳には3種類ございまして、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類でございます。平成26年度4月1日で、合計で3,245人の方が障害者手帳3手帳をお持ちでございます。このうち、ほとんどが身体障害者手帳の所持者の方ということになります。昨年度の25年度と比較しましても、療育手帳は同じ数字で横並びでございますが、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、それぞれ増加傾向にある状況でございます。

次に、計画の基本的な考え方でございます。第3章に値するところでございますが、基本理念がございます。この基本理念は、障害者総合支援法に基づく、障害のあるなしにかかわらず、ひとしく基本的人権を享有するかけがえのない個人として、障害者の皆様が尊重されることを基本理念としておりまして、あわせて市の障害者計画でうたっております「地域社会で 共に生き、支え合う 共生のまちづくり」、これらを基本理念として計画を策定しておるものでございます。

基本方針でございますが、大きく3つの柱がございます。

1番目が、障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援。(2)が、障がい種別によらな

い一元的な障がい福祉サービスの実施等。(3)が、入所・入院等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備、これらの3本柱が基本方針となっておるものでございます。

3ページをお願いいたします。

この計画には、平成29年度の最終年度までの数値目標というものを設定してございます。

まず、1番目でございますが、福祉施設の入所者の方々を地域生活へ移行しましょうというものでございますが、基準年の平成25年度末時点の福祉施設入所者数が82名でございます。それらを平成29年度末の時点までには10名削減しまして、入所者を削減していくという目標値でございます。あわせて、地域生活へ移行される方も24名という目標値を掲げています。

2番の地域生活支援拠点等の整備でございます。これは、29年度末に、主に県が中心となりまして甲斐市内もしくは圏域内に設置するという事業になっております。

3番でございます。3つございます。福祉施設から一般就労への移行等でございますが、3-1としまして、福祉施設から一般就労への移行数、これも24年度が基準年になっておりまして、24年度時点はゼロ人でしたが、29年度末にはお二人を移行しようという目標値でございます。3-2 就労移行支援事業の利用者数、これは25年度末の基準値26人に対しまして、29年度末は1.6倍の42人にするという目標値でございます。続きまして、3-3 就労移行支援事業所の就労移行率でございますが、これは就労移行率が3割以上を達成する事業者さんのうち、割合を50%以上というものを目標値にしているものでございます。

4ページをお開きください。

これは第5章からの内容にかかわる部分でございます。サービス等の見込み量でございます。

左側の4ページの図の中にごございますのが、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスの体系でございます。

左側の障がい福祉サービス、介護給付、訓練等給付と大きく見出しがございまして、これらのサービスは法律に基づき主に障害者児の皆様が在宅や施設へ入所、通所によって受けられるサービスのことでございます。そして、相談支援、左下にごございますが、この相談支援事業も計画で力を入れているところでございます。これらのサービスを受けるには、計画をきちっと立てて受けるということが義務づけられておりますので、それらも相談を支援する

という事業でございます。本市では、平成25年4月に障がい者基幹相談支援センターを設置しておりまして、これらの相談支援事業の体制も整備をしているところでございます。

右側の地域生活支援事業でございますが、これも必須事業と任意事業に法律で定められております。必須事業は、理解促進研修・啓発事業から始まりまして地域活動支援センター事業で構成されております。また、任意事業は、福祉ホーム事業から社会産科促進事業という組み立てでなっております。そして、一番右下の障がい児通所支援サービス、児童通所給付とございますが、この部分が児童福祉法に基づく障害児の皆様に対するサービスの内容でございます。

これらが以下、5ページ以降、障がい福祉サービス、5ページ、6ページ、7ページ、表になってございますが、第4期の計画値が平成27年度から29年度の3カ年、それぞれ数字が記載されております。これはそれぞれのサービスの利用者の今までの実績、それから、今後見込まれる障害児、障害者の皆様の状況等、推計を加味した上で数字を策定しているものでございます。

そして、最後の7ページでございますが、計画の推進体制、これは第6章に値する部分でございます。29年度を目標年度とする成果目標に対しまして、国・県と連携し、また、市の保健福祉推進協議会、また、障害者の皆様の関係団体で構成されております地域自立支援協議会とも連携を図り、また、事業者の皆さんともネットワークを構成し、この目標値達成に向けて分析・評価を毎年行いまして、また、見直しも含めて的確に計画を実施していく予定であります。

最後の8ページでございます。

資料ですが、策定経過でございます。6月10日の第1回の市の保健福祉推進協議会を皮切りに、計画の策定をスタートいたしました。議会のほうには厚生環境常任委員会の委員さん方に、7月に入りまして、この計画の策定についてご協議したところでございます。8月に入りまして、先ほどのワーキング会議を立ち上げまして、都合今まで3回にわたりまして、この素案について協議を重ねてまいったものでございます。そのまとめたものが、本日委員さん方のお手元にある計画の素案でございます。

また、10月には甲斐市内の障害者団体、大きく4つの団体がございますが、10月に入りまして、障がい児者地域支援連絡会「オアシス」、これは主に障害児のお子様を持つお父様、お母様方で構成されている団体でございますが、「オアシス」さんとの意見交換会、また、市の視覚障害者協会さんとも意見交換会を開催しました。そして、11月に入りまして、12

日に聴覚障がい者協会さん、そして、障害者福祉会さん、これらの団体とも意見交換会を開催したところでございます。そして、12月に入りまして県のヒアリングを受けまして、本日1月9日午前中、第2回の保健推進協議会でご協議いただきまして、午後からの厚生環境常任委員会の委員さん方にお示しをされているところでございます。

来週1月13日から2月6日までパブリックコメントを実施いたします。これは、既に広報の新年号の1月号で、これ以下の福祉健康部の関係課の計画とあわせてパブリックコメントを掲載させていただいておりますが、実施いたします。市のホームページ、また、冊子等も福祉課、敷島支所、双葉支所の各地域課の窓口でも閲覧できるような体制でご意見を伺うことになっております。2月に入りまして、それらのパブリックコメントの状況等もご報告する中で、計画を成案と、まとめたいと考えております。厚生環境常任委員会の委員さん方にも2月議会前の常任委員会にご報告して、計画をまとめたいと考えております。3月に印刷製本、そして、公表というスケジュールで今後進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 課長、この話はしないの。

○福祉課長（内藤光二君） 関連しまして、本日の事務局のほうから配付になっておると思いますが、この計画に対する意見・提言書というものがございます。この後、子育て支援課、長寿推進課、健康増進課を含めまして、それぞれの計画のご説明が本委員会でございます。

1番目の4期障がい福祉計画につきましても、委員さん方のご意見、ご提言等がございましたら、2月6日金曜日までに議会事務局のほうへご提出を、あわせてお願いいたします。

以上です。

○委員長（小澤重則君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） まだちょっと全部読んでいないんであれですが、今問題になり始めた発達障害ですが、これは分類的にはどんなふうなことになったのでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 今、松井委員さんのご指摘の分は、概要版で申しますと4ページの障がい児通所支援サービスというところに位置づけられておりまして、児童発達支援とい

うところでございます。

具体的には、計画のほうのページでいいますと、39ページ、この冊子の計画の39ページの5の障がい児通所支援サービスの中に、①児童発達支援ということでサービスの概要が位置づけられております。よろしくお願いたします。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 第3期の計画に対して、今期に、4期として改めて取り組んだこととか、その辺のところはどんなぐあいになっているんですか。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 主な変更点というご質問でございますが、まず、法律が障害者総合支援法、以前は障害者自立支援法という法律でしたが、名称が改正になっております。

そのほか、基本指針の見直しに伴いまして、それぞれ成果目標の数値を変更するというものが大きく内容になっております。新規のものとしましては、地域生活支援拠点等の整備についてということでございます。これは概要のほうでいきますが、3ページにございますように、県と市で関係市で連携して設置するということが新たに加わっているものでございます。

そしてあとは、先ほど松井委員からもご質問がありましたが、障害児の通所支援について、第4期から児童福祉法に基づくということで項目が新たに設けられまして、発達障害の障害児の皆さんに対する支援サービス等も明確に計画で位置づけられておるものでございます。

そしてあとは、地域生活支援事業の中で理解促進研修・啓発、これら、また、自発的活動支援事業という障害をお持ちの方に対する理解を一般の方に深める事業を実施するということが明確に位置づけられております。本市では既に毎年「障がいのある方のためのガイドブック」というのを冊子を作成して、手帳取得時、また関係団体にも配付して、理解促進を図っているところでございます。

またあと、大きな点でいいますと、手話奉仕員の養成研修事業というものも手話通訳者を今後確保していこうということで、市でも手話奉仕員の研修養成事業を行ってくださいということで計画に位置づけられておりますが、本市では既に取り組んでいるところでございます。

最後は、計画の推進体制でございますが、PDCAサイクルという、プラン・ドゥ・チェック・アクトという4つのサイクルで見直しをしっかりとしていこうということも4期から新

たに加わったものでございます。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） その中で、ここに2つの要するに、この計画を進めていく上で推進協議会、それから、ワーキング会議がありますよね。これらの2つの会議の中で、前期の計画を含めて、これの中で出てきた問題点とか、そういうことに関してどの程度、そういう議論とかテーブルに乗って、この計画の中に盛り込んできたのかという、その辺のところは何かありますか。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） そのワーキング会議の中、また、意見交換会、関係団体との重ねた中でご報告させていただきますと、まず、障害児をお持ちの保護者の皆様方は、やはり支援学校卒業後の受け入れ先とか、あと親なき後のそういったサービスというのが、非常に節実な問題ということで、担当としてもそれらに沿った事業をしっかりとしていく必要があるということのを再認識させていただいたところでございます。

また、視覚障害者協会さんには、会長さんもメンバーにワーキング会議にお入りいただいています、視覚障害者の皆さんにとっては、やはり移動の問題が切実でございます。その点も今後、27年度の当初予算でまた、委員さん方にお諮りしますが、移動支援事業の視覚障害者の皆さんに手厚いものを体制を見直し、また、実施を考えております。

また、障害者福祉会さんにつきましては、会員が減少しているという傾向があるということで、会員確保について福祉課のほうでも手帳を新たに取得される際は、甲斐市内はこういった団体がございますので、会員も随時募集していますというお声がけはさせていただいているんですが、会員減少がちょっと切実な問題ということで障害者福祉会さんからもご意見をいただいております。それらあと、一般的なサービスにつきましても、精神障害者に対する、より一層の充実した体制、支援体制を25年の4月に双葉で障がい者基幹相談支援センターを設置しましたが、そこと強力に連携を持って、精神障害の方に対する支援も充実を図ってまいりたいという意見もあわせて出ましたので、よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 概要版で、一般就労移行者数ですが、この一般就労というのは、例え

ば企業で障害者枠とかありますよね。あれとの関係はどうなる。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 障害者枠に一般的にとらわれず、もちろんそれらも意識する中、一般企業への障害者の皆様の仕事とか就労をできるようなサービスを実施してまいりたいということで考えているものでございます。対象となるのは、一般企業へ障害者の皆様が就労していただくというもので、目標値を掲載しているものでありますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 障害者枠で一般企業に採用された場合、この数の算定、算入にはどうなっている。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 数のほうに含まれます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 甲斐市独自の計画とかサービスとかいうのはあるんでしょうか、それともまた、もう一つほかよりも進んでいるという部分があるんでしょうか。まだ全部見てないんでわかんないんですけども、甲斐市はこれだけのことをやっているよというようなものがあれば。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 今、五味委員のご質問ですが、まず、この計画は内容が全部国で指針が項目が定められているものでございます。これは各全国共通の計画になっております。これとは別に甲斐市単独の障害者児の皆様に対するサービスが幾つかございます。ことし、来年からスタートするんですが、市の単独の福祉手当、一部見直しになりますが、これも県下でもトップレベルの市の障害者福祉手当というのを甲斐市では実施しておりますし、また、よそではやっていないものを幾つか申し上げますと、先ほど言いました障害者手帳取得時の指定医師、お医者さんの診断書が必要なんですけど、その文書料を助成、全額、年間2万円まで助成させていただいています。またあと、障害者の皆様には通所施設の食費の負担助成、1食100円も助成していると、これも甲斐市単独のものでございます。あとは家具転倒防止

の金具も、これは来年度から願いまするんですが、既に要綱等は決定させていただいておりますが、家具転倒防止の取り付けの助成、そして、火災警報器、住宅火災警報器ですね、その設置の助成、そして、タクシーの助成券、これは県の助成に対象を甲斐市は上乘せしまして、幅広く支給枚数も対象をふやして支給させていただいているところが甲斐市単独のものでございます。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

松井委員。マイク。

○委員（松井 豊君） 最後で、ちょっとあれですが、一番この計画の47ページ、ワーキング会議ですが、障害当事者ということで、視覚と聴覚が載っています。これは当然ということですが、身体、知的、精神とも当事者はいるわけで、既にここ10年くらい障害者の当事者を抜いて計画を立ててはいけないという区分率がもうできているはずですよ。例えば知的の場合はなかなか難しいところもあって、保護者会みたいなものになると思うんですが、精神の場合は、もうここ数年、当事者でやっぱり本人たちの精神的苦しみというのは、自分たちが表現できないというか、わからないところがあるんですよ。そういった面で、障害者自身がワーキングをしたりとか、そういったこともかなり精神の場合、能力的に非常に高い方もいますので、そういう人たちも含めてやっぱり少なくとも意見を聞くとか、そういう場は必要かなと、ここまでもう来ちゃっているからあれなんですけど、この件は僕はずっと実はこの前の4年間も構成員の偏りがあるんじゃないかと、例えば聴覚障害の場合は、この間も議会との交流会の中で、もう組織的に出てきていますよね。ああいうことができない人たちもたくさんいるんですよ。そういったことを含めて、ちょっとやっぱりこういった、このワーキングの構成とか、そのほかの構成もちょっと障害者全体を捉えてないなという気はするんで、このメンバー今さらしようがないんですが、やっぱり指摘をしておきたいと思います。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 指摘でいいですか。

答弁を……

○委員（松井 豊君） じゃ、答弁をお願いします。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

マイクを消してください。

○福祉課長（内藤光二君） 松井委員には、前回のときもそういった当事者ということをご意見いただいていることは十分承知してございます。たまたま当事者、また、このワーキングメンバーの中には、今、言いました3障害のそれぞれ保護者の方、また、施設代表の方、そして、それぞれ意見交換会をする中でも基幹相談センターの実績、実情、今までの相談実績、状況等を十分お聞きした中で策定してまいりました。

松井委員のご指摘の当事者を入れてということは、5期の計画策定に向けて検討課題とさせていただきますので、どうぞご理解をいただけるようよろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で（3）第4期障がい福祉計画（素案）についてを終了します。

次に、（4）生活困窮者自立支援について、担当より説明をお願いします。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） どうもありがとうございました。

それでは、次の案件でございます。

委員会資料の5ページをお開きください。

生活困窮者自立支援事業について、よろしく願いいたします。これは、平成27年度、来年度の新規事業でございます。

まず、1の概要からご説明いたします。

生活困窮者自立支援法という法律が25年に制定されまして、27年4月、ことしの4月から福祉事務所の設置の各自治体は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者の皆さんに対し、自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給その他支援を行う次の事業を実施するものということが、4月1日から施行になるものでございます。

この事業は、また必須事業と任意事業の2つに大きく分かれております。

必須事業は、①自立相談支援事業、これは国庫補助が4分の3対象となるものでございますが、就労その他の自立に関する相談支援、支援のためのプラン作成等を実施する事業でございます。

②が住宅確保給付金事業でございます。これも国庫補助が4分の3対象となっているものでございますが、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の給付金、これは期間が設定されておりますが、それを支給する事業でございます。これは既に甲斐市でも、国の同様の事業で住宅確保給付事業等というのを実施しておりますが、新たに生活困窮者自立支援法という法律に位置づけられたもので再スタートするものでございます。

2つ目の任意事業が5つございます。

①が就労準備支援事業、これは国庫補助が3分の2でございます。就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から、これも期間限定でございますが、実施する事業でございます。

②が一時生活支援事業、補助率が3分の2でございます。住居のない生活困窮者の方に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を実施する事業でございます。

③家計相談支援事業、これは補助率が2分の1となります。家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸し付けのあっせん等を実施する事業でございます。

④が学習支援事業、これは補助率、同様2分の1でございますが、生活困窮家庭の子どもへ学習支援する事業でございます。

⑤がその他で、補助率2分の1ですが、生活困窮者の皆さんの自立の促進に必要な事業となっております。

2の本市における平成27年度実施予定事業でございますが、必須事業でございます、自立相談支援事業と住宅確保給付金事業、これを実施したいと考えております。

任意事業につきましては、実施状況により次年度以降、実施の検討をしてみたいと考えています。

6ページをお願いいたします。

3の実施方法でございますが、これは委託方式、甲斐市社会福祉協議会へ委託をお願いしたいと考えております。

その理由でございますが、既に社協のほうで社会参加の機会支援の相談業務や生活福祉資金貸付の受付窓口等の業務を実施している実績がございます。

また、2番目としまして、社協の自主財源の確保ということで、この委託事業を社協のほうで受託することにより、社協のほうでは自主財源が確保でき、あわせて市でも国庫補助を4分の3対象となりますので、人件費補助分が削減効果が見込まれるということで、既に昨年来から事前に社会福祉協議会さんとは協議を重ねて、ご了解をいただいているところでございます。

最後の4番の実施体制の整備でございます。

(仮称)支援調整会議の設置、これらの事業を実施するには、関係機関を必要に応じて招集し、支援内容の協議、情報共有、調整等を実施し、生活困窮者の皆さんに対する支援を効果的に実施してまいりたいと考えております。これは4月から以降の設置をしたいと思っております。

その構成ですが、生活困窮にかかわる部署、ごらんのように福祉健康部以外にも市民部、生活環境部、建設産業部、教育委員会、上下水道部と関係課がございますので、それらも内容に応じて招集し、調整会議というものを開催したいと考えています。あわせて、外部機関も市の社協を初め、県の福祉保健総務課、ハローワーク、NPOとも連携を図りたいと考えています。

最後の表の委託事業のイメージでございますが、生活困窮者の方々が、まず社協なりへご相談していただくと、社協のほうでは専門の相談員が2名、相談支援員と就労支援が来年度配置予定でございます。それらの相談員を通じて支援調整会議を開催しまして、支援メニューを決定して、事業を実施していくものでございます。最終的には安定就労へつなげていくという目標でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

そして、詳しく予算的なものは、27年度の当初予算のほうで、また改めて予算的なものもご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○委員長(小澤重則君) 説明が終わりました。

質疑がありましたらお願いします。

松井委員。

○委員(松井 豊君) 必須事業の1の自立相談支援事業ですが、例えばこれは相談に、社協に行くということになると思うんですが、行った場合、その経費その他ですね、本人負担はないという理解でいいんですか。

○委員長(小澤重則君) 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） はい、そのとおりでございます。相談にかかわる費用は一切無料でございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） すみません。例えば、本人が生活保護を受けたいとって申し込みがあった場合に、ここでは生活保護に至らないで就労支援とかで、ここにあるのに移行というか、まずは生活保護になる前に、そういった人が申し込みしても、まずはこの生活困窮者自立支援のほうにみんな移していくというか、まずはそっちを受けてくださいというような考え方でよろしいんですか。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） その方の持つ状況に応じて、柔軟に対応したいと考えております。緊急性を要するものであれば生活保護の相談のほうにすぐ切りかえも可能というか考えておりますし、まず、その方が就労、離職によって職を求めているとか、そういった困窮の状態をまず相談を通じて把握した中で、どういった支援のメニューが必要かということを検討の上、実施してまいりたいと考えています。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） あと、すみません。この生活困窮者の判断基準というか、個人単位というか、その世帯単位でやっていくんですか、ちょっとその辺をお伺いいたします。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） まず、生活保護につきましては世帯単位で認定になります。この困窮者の対象というのは個人でございます。ですから、その生活保護の受給の場合ですと、資産調査とか、そういった状況を調査するんですが、そういったものは一切加味されません。よろしく申し上げます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これ必須事業と任意事業ってあるんですが、当面27年度については、必須事業のこの2つに取り組むということだと思っただけですけども、これ非常にいろいろな

面で関連性が出てくるということで、それ以降については検討ということがよく出てくるんですけども、検討するに当たっては、その必須事業に対して、もうこれは実際、任意事業も市としては取り組んでいくという考え方でいいのか、その辺のところはどうなんですか。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 今現在の状況を申しますと、例えば生活保護に至る前の困窮のご家庭に対しては、食料支援という形で今フードバンク、NPO法人のフードバンクさん、南アルプスに事業所のあるNPOですが、連携をもって食料支援という形がかかわっております。それらが任意事業で次年度、事業化が状況によっては可能かというふうに考えております。そういった部分で、まずは27年度、相談事業、必須事業を中心に甲斐市の状況をしっかり把握した上で、28年度も早い段階で準備して、任意事業も可能なものから、必要なものから着手してまいりたいと考えております。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで、この必須事業の中で問題は法の対象となる生活困窮者とはという部分があって、失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、高校中退者、障害が疑われる者、行政施設出所者とか、こういう条件があるわけですね。そういった分について、市がこれを把握するということが非常に難しいと思うんだよね。現状がわからなくて、どうやっていけばいいかということが非常に問題なんだけれども、今この法の対象となる条件に対して、市はどの程度把握しているんですか。

○委員長（小澤重則君） 剣持係長。

○生活保護係長（剣持豊彦君） 現在、生活に困窮する方というのは、まずは生活保護のほうに、まず相談に来られています。その中で相談をしていく上で、現在は生活保護になるのか、それとも就労支援をしていくなのかという判断をさせてもらっていますので、直接こちらに来られる方は現在は把握しておりますが、それ以外の方については新年度の制度におきまして、アウトリーチという形で、例えば水道料金が納まっていない、あるいは住宅家賃が納まっていない、あるいはご近所のほうでそういう話があったとか、そういったことに対しましては、その都度、相談支援センターのほうに話をさせていただいて、直接赴いて相談を受けるという体制になると思います。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 補足させていただきますが、また、支援調整会議の構成が庁内の

関係課、市民部の税務課を初め、関係部局がございます。それぞれ生活困窮に至るような状態が、担当がそれぞれわかった時点で、こういった4月から支援調整会議というものが甲斐市にも設置されますので、各部署も連携を持って、素早く対応が、迅速な対応が可能になるんではないかというふうに考えております。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで、これに当たってはモデル事業をやっている市町村もあるわけだよね。そういう中で、調査の結果として一番多かったのが、窓口へ行って相談をするという相談者全体の中で割合が多かったんですよ。ということは、窓口へ相談することが多いということは、結局窓口対応をどんな形でやるかということで、これ社協に委託するわけですよ。その辺のところの例えば相談に行きやすい環境づくりとか、そういうものをやっぴりしっかりやっていかないと、この事業は意味がなくなっちゃうんですね。そういう困っている人が気軽に行き相談ができてということと、その辺のところを社協に委託するという部分と、今、実際モデル事業でやっている地域のアンケート結果として、そういうものが出ている。それに対して、今後、社協との窓口対応というか相談、その辺のところはどんなふうに考えていますか。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） まず、その相談支援事業は、内藤委員のご指摘のように潤滑に進めていくには、まず相談業務の研修をしっかりと、これは国・県でも事業開始の指定の研修がございます。そういったもので相談事業のスキルアップをしていただくと同時に、相談を受ける側は精神保健福祉士とか、そういった有資格者、社会福祉関係の資格所持者を相談員としてお願いしたいと考えておりますので、あとはそういう経験のある方をお願いしたいと考えています。また、福祉課、また、関係課とも密接に定期的な情報交換を密に重ねて、そういう相談しやすい環境、雰囲気づくり、そういったものが重要と考えていますので、そこら辺は十分留意していきたいと考えています。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） あとね、先ほどの実施要綱の中で社協に委託するんですけども、ここに社協の自主財源の確保ということで、これは市から社協に約4,000万ぐらいかな、補助金が出ているはずだよね。これはまた、予算のときにやると思うんですけども、ここで人件費の補助を削減ということで、事業としてふえる中で削減につながるのか、その辺のところは先ほど課長の説明だと、国の補助が大きくなるから、こちらが削減するとかいうような

説明がちょっとあったような気がするんですけども、事業を委託して、その辺のところはまた減っちゃうのかどうなのかというのは、社協でも非常に人材の確保とか、そういう部分で現状苦勞しているわけですね。新たにこういうものを委託してやるに対しては、予算的措置をふやしてやらなきゃいけないかなと思うんですけども、その辺のところは削減をするという、そのからくりというか中身はどういうことになるのかな、ちょっと説明してくれる。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 詳しくは27年度当初の社会福祉協議会の助成事業の中でご説明いたしますが、ここで言っている人件費の補助というのは、市の一般財源から社会福祉協議会へ人件費、プロパーの職員の皆さんに対する人件費分を市の一般財源で補助しているのが、この事業の相談員として社協の職員の方が担当していたことによって、その分が4分の3まで国庫補助の対象になるということで、その分は市の一般財源の削減が図られるという意味でございます。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは、それはわかりました。要は、この委託事業ということは社協が現状よりふえるわけじゃないですか。そういう中で社協として事業がふえて、なおかつ今まで一般財源からやっていたものよりかも減るということじゃなくて、もっと上乘せができるということでもいいということなの。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 今の部分は人件費のあくまでもものでございます。それ以外の事務費の部分がございまして、それが社協のほうの委託料の中に含まれてございますので、この事業を実施していく中で必要な経費というのは全部補助対象として委託の中に含めてまいりますので、それはもう去年のうちから社協担当と毎月打ち合わせを重ねて協議しているところでございます。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） じゃ、あれですね、社協としては一応このことは協議する中で納得してもらって、そういうことは受け入れてくれるということだから、いいということですね、そういうことですか。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） はい、3月の議会で予算議決後は、速やかに執行ができますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） これ最後のページのところに、委託事業のイメージって、いろいろ書いてありますよね。困窮者が相談して社協へ行く。社協から支援の調整をして会議を設置して、支援を決定して、最後にハローワーク等へ支援をやっていくと、この間どのくらい時間かかると思います。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 一般的なケース・バイ・ケースによって時間が個人差があるかと思いますが、緊急性を要するものにつきましては速やかに対応したいと思いますし、時間的にはまだ新しい事業ですので、ちょっと何とも言えないんですが、順調にいけば1カ月ないし二、三カ月以内にはそういったものを一つの目安として、いわゆる雇用のミスマッチというものさえなければ、困窮者の方が求めている職とマッチすれば意外と早いケースもあろうかと思いますが、場合によっては本人の希望となかなか就労先が見つからないという場合は、ちょっと時間が若干かかるかというケースもあろうかと思いますが。

○委員長（小澤重則君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） そうじゃなくて、その支援の決定までの時間が2カ月、3カ月かかったらということですか。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） いや、決定は最短でも1カ月以内ですね、これは生活保護の受給決定の申請から2週間以内とか原則決められておりますので、速やかに1カ月以内で決定まで持っていきたいと考えております。

○委員長（小澤重則君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） それで、この頭のほうに戻るけれども、自立支援の事業が仮にこういうふうで1カ月以内に決まった。今度はハローワークなり何なりから職探しに行くという具体的な話になってきますよね。何かこの今の必須事業の内容を見ると、もう生活保護が決まっちゃった人に何となく、その人たちを離すため、さっき金丸さんが言ったように、事前の段階でというふうに読み取りにくいんだけど、その辺どうなんですかね。本当は生活保護に一遍なっちゃったけど、早く抜けてもらいたいという考え方なのか、状況の把握というのは非常に難しいから、そういうふうな形に見受けられるように感じるんだけど、その辺はどうですかね。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） この生活困窮者自立支援法の趣旨は、あくまでも生活保護に至る前の段階の方々の最後の第2のセーフティネットということで位置づけられているものがございます。生活保護法は、あくまでも法律の趣旨が、より逼迫している対象者の方々が対象ですので、私どもはあくまでも第2のセーフティネット的な意味合いで生活保護に至る前の方々を何とか自立支援につながるような支援を実施するというような趣旨で捉えておりますので、生活保護を水際作戦とか、そういった趣旨のものでは一切捉えておりません。

○委員長（小澤重則君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） たびたび悪いね。そういう人はほとんどハローワークには、もう出ているんだよね。もう困っていて、困っていて、ハローワーク行って、仕事の世話をしてくれというふうになっていて、それを支援調整会議で決定してから、またそのじゃ、支援の決定が出ましたよって、何の支援をするということですか。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） その個々の方によって状況がみんな千差万別だと思いますので、一概に申し上げられませんが、1つは、先ほど言いました支援としまして住宅、例えばリストラ等によって離職されて住居を失った方には、2番目にあります住宅確保の支援メニューもございますし、また、食料支援的に困窮しているという場合であれば、今現在も行っておりますが、フードバンクさんと連携した食料支援という形もございますので、大きくはそういったものを中心に支援を考えていきたいと思っております。

○委員長（小澤重則君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） すみません。この期間ですね。この自立支援の期限ですね。どのぐらいの期限でやっていくのかという部分を。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 有期設定のものは、主に3カ月が、1回目はですね、支援で、その後、もう1回延長が出て6カ月間というものが有期の期間設定にされるものと思われま

○委員長（小澤重則君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） もう一つ、生活困窮者に対して家賃相当の家を、家賃を払って、かわりに払ってあげてやるんですけれども、例えば失業、仕事を首というか失業保険がある方はやっていけると思うんですけれども、中には日雇いみたいな感じで、もうその生活費がままならないという方も中にはいるかと思うんですけれども、ただ、今の感じでは家賃だけは払うけれども、生活費がない人というのはどういうふうに、何かほかの事業でやっていけるん

ですか。ちょっとその辺。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） そういった方々の生活福祉資金というのは、社会福祉協議会の県の事業ですが、貸付制度がございますので、そういった事業もご紹介したいと考えています。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） ちょっとイメージがつかめないので聞きたいんですが、任意事業で、例えばこの就労準備支援事業、必要な訓練とありますけれども、こういった資格を取るようなものについて、資金的な援助はあるのか。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 資金的な援助というものにつきましては、他のハローワーク関係の労働局関係の資格取得の助成事業等の活用も考えておりますし、また、一般的にはNPOさん等でも実施している事業等で就労の準備等もこの事業の中に支援メニューに入っていますので、それらも想定しております。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はございませんか。

有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） この生活困窮者の自立支援事業についていろいろ、委員の方もいろいろご質問等があったわけですが、今、説明、課長のほうからもしていただいたんですが、そもそも困窮者自立支援事業というのは、生活保護に至る前の予防措置的な側面があるわけですよね、これは。今、生活保護の面でも非常に不公平感というか、そういうことが今、国のほうでも問題になっている部分ですよね。

今いろいろ話を聞いていますと、この委託事業のイメージみたいなもので、その相談を、社協が相談、社協に相談員がいて社協を通じてやっているようなイメージ的なものがありますけれども、市の職員としてはもっと積極的に社協に委託するんじゃなくて、実際そういう最終的な判断を下すのは市の職員なわけでしょう、例えば課長なり係長なり、職員が判断す

るわけでしょう。そうなると、もっとかかわり合いを持たないと、こういうものが有効的に  
実際できるんかどうかというのが非常に不安というか疑問な部分があるんですけども、そ  
の点はどうなんですかね。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 議長さんがご心配の点につきましては、もちろん相談員、この事  
業を社協に委託しますが、全部私も丸投げという気持ちは到底ございません。例えば支援調  
整会議というものも、決定、調整につきましては市役所も当然かかわってまいりますし、ま  
た、担当課としても常々から情報共有、情報交換をして、相談委員さんが適切に事業を実施  
しているかということも随時チェック、またしてまいりたいと考えておりますので、市の職  
員としても十分に密接にかかわって支援してまいりたいと考えております。よろしく願い  
いたします。

○委員長（小澤重則君） 有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） 今、課長の答弁をいただいたわけですが、いずれにしても、こうい  
う困っている人にやっぱりそれは支援してやらなきゃならないんだけど、今、問題にな  
っている実際はそんなに困ってないやつがそういうものを支援を受けたり保護を受けたりみ  
たいな、そういうことがないように、非常に市の皆さんも大変だろうと思いますけれど、  
その辺をよく考えていただいて、今後ともやっていただければなと思います。要望で結構で  
す。よろしく。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ傍聴議員の質疑を許します。

以上で（４）生活困窮者自立支援事業についてを終了します。

ここで暫時休憩とし、職員が入室します。休憩とりましょうね。25分からでいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） じゃ、休憩します。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時23分

○委員長（小澤重則君） 会議を再開します。

次に、（５）番、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金申請状況及び支給実績（見込み）について、担当より説明をお願いします。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） それでは、引き続きよろしくお願いたします。

５番目の案件でございますが、７ページからになります。７ページをお願いいたします。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請状況及び支給実績（見込み）についてご報告させていただきます。

福祉課、子育て支援課、長寿推進課、関係課を代表しまして福祉課のほうでご報告させていただきます。

まず、１番からでございますように、この２つの給付金につきましては、昨年４月の消費税率の改定に伴いまして、低所得世帯の方、また、子育て世帯の方を支援するため、国が給付金を設けたものでございます。

本市では、７月１１日に申請書を発送させていただきました。受付期間は７月１４日から１０月１５日の３カ月間設定させていただきました。その後、より多くの未申請の方にも申請をしていただくということで、厚生環境常任委員会にもご協議させていただきましたが、１２月２６日まで延長させていただきました。その間、４番でございますように、未申請の世帯へ２回通知を送らせていただきました。９月４日と１０月３０日でございます。その結果、５番でございますように、申請状況及び支給実績（見込み）についてご報告させていただきますが、基準日が１２月２６日のものでまとめてございます。

①の申請書発送件数、臨時福祉給付金が９,３４７件、子育て世帯臨時福祉給付金が５,９９５件、合計で１万５,３４２件でございます。②の申請書受付件数は、臨時福祉が８,２２０件、子育て世帯が５,９０７件、合計で１万４,１２７件でございます。未申請の件数でございますが、臨時福祉が１,１２７件、子育て世帯が８７件、合計で１,２１４件でございます。申請率が、臨時福祉が８８％、１０月９日時点で厚生環境常任委員会のほうにご報告させていただきましたが、その時点では８３％でございます、５％臨時福祉は伸びたところでございます。子育て世帯は９９％でございます。１２月２６日まで延長したことにより９６％が３％伸びました。２つの給付金の合計を合わせますと９２％でございます、４％伸びたところでございます。

給付金の支給済額でございますが、臨時福祉が１億３,７３４万５,０００円、１月のこれから支給予定が７０万円でございますので、合わせて合計が１億３,８０４万５,０００円でございます。子育て

て世帯につきましては9,538万円、1月支給予定が43万円で、合わせますと9,581万円でございます。2つの給付金の合計が右下でございます。2億3,385万5,000円、これが2つの給付金の支給総額でございます。

なお、臨時福祉給付金の未申請の件数の状況でございますが、約500件が未申告の方でございます。所得税及び住民税の確定申告をなされていない方が約500人おいででございます。また、市外の方が130人ほどでございます。残りの500が未申請の方でございますが、辞退をされた方等が含まれておるものと考えております。

ちなみに、近隣でいきますと、甲府市さんでは1月5日までの受付期間で70%の申請率だったというふうに伺っております。他の市につきましては、おおむね90%前後の申請率というふうに伺っております。

今後、2月に入りまして国へ実績報告を行いますが、今月中は申請書の不備な方、また、特別な事情がちょっと申請がうっかりされていたというような方には、1月いっぱいまでは対応したいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

保坂副議長。

○議員（保坂芳子君） 大変ここまでやられるのは非常に大変だったと思って、本当ご苦労さまです。ただ、その500件の未申告の方がいるわけなんです、これ500件、未申告がね。これはどうしようもない状況かと思うんですが、今後として、やっぱりとにかくどこまでも全員の方にもらっていただきたいということでやると思うんですが、対策というのは何か考えていますでしょうか。未申告に対する対策というのは。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 税務課とも、この申請書を送るにつきましては、税情報を利用しないといけないということで、税務課とも連携して、非課税の方、また、未申告の方をピッ

クアップして申請書をまず送らせていただきました。その後、未申告の方につきましては、申告のご案内というものをあわせて送付させていただきました。都合、回数も2回にわたって送付させていただいておりますので、ちょっと申告されていない個々の事情というのが非常に難しい面もありますが、今後、副議長ご指摘のように税務課ともさらに検討してまいりたいと思います。

また、この臨時福祉給付金につきましては、既に委員さん方、ご承知のように政府のほうで27年度も継続実施が決定になっているというものでございます。27年度からは同じく非課税世帯に6,000円、1回限りでございますが、支給が、また継続されるということが既に政府のほうで決定になっておりますので、その際には、また多くの方が申請率が上がるように、今回の検証も踏まえて実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で（5）臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金申請状況及び支給実績（見込み）についてを終了します。

次に、福祉課関係のその他に入ります。

福祉課よりありましたらお願いします。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 次に、福祉関係で委員より特に聞きたいことがありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） ないようですので、以上で福祉課のその他を終了します。

ここで一部職員が退席いたします。

〔一部職員退席〕

○委員長（小澤重則君） 次に、（6）甲斐市子ども・子育て支援事業計画（案）について、担当より説明をお願いします。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） お疲れさまでございます。本年も変わらず、よろしくお願

いたします。

子育て支援課から、まず、甲斐市子ども・子育て支援事業計画についてご説明を申し上げます。

お手元に別冊の資料、甲斐市子ども・子育て支援事業計画（案）をお配りしてございます。ご用意ください。

平成24年8月に公布されました子ども・子育て支援法に基づきまして、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートいたしますこととなっております。同法に基づきまして、制度の実施主体となります市町村は、平成27年度から31年度の5カ年を計画期間といたします市町村子ども・子育て支援事業計画を策定いたしまして、計画に沿った教育・保育、地域子ども・子育て支援を計画的、総合的に実施していくこととなります。

計画策定に先立ちまして、市におきましてはご案内のとおり平成25年10月に地域の子育て保護者約3,600世帯を対象にいたしまして、子育て支援に関するニーズ調査を行いました。さらに、同じく11月には市の子ども・子育て会議を設置いたしましたところでございます。この委員には、子供の保護者、教育・保育の関係者等、計14名で構成されておまして、これまで6回の会議を開催いたしまして、本計画につきましては諮問、それから、審議を行う中で貴重なご意見をいただいたところであります。

さて、計画の構成でございますが、第1章、目次を見ていただきたいんですが、1つ開いていただきまして、目次がございます。第1章、計画策定の概要、第2章、本市の従来の取組、第3章、統計面からみた本市の現状、第4章、子ども・子育て支援施策展開に向けての課題、第5章、計画の基本方針、第6章、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の推進、第7章、子ども・子育て世代を中心におく支援諸施策の実現に向けて、第8章、計画の推進体制の全8章となっております。

それでは、各章の内容につきましては、担当の係長でございます長田が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 長田係長。

○保育係長（長田裕二君） お疲れさまです。子育て支援課保育係の長田です。よろしくお願いいたします。

それでは、甲斐市子ども・子育て支援事業計画（案）の各章について概要を説明します。

第1章から第4章までは、課長が説明しました策定の概要、本市の従来の取り組み、アンケート等による現状と課題が掲げてございます。

まず、46ページ、第5章、計画の基本方針をお開きください。

本計画は、平成17年度からきょうまでの間、子育て支援の方向性を示してきた次世代育成行動計画を継承した計画として位置づけ、「子どもが 親が 地域が育つまち」を基本理念に、4つの基本目標を掲げ、市の子育て支援の各施策につなげます。

続きまして、50ページ、第6章、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の推進をお開きください。

ここでは、本市の教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の需給計画が記載されており、市内在住の子育て世代の保育園や幼稚園、地域子ども・子育て支援事業の利用に関する見込み数と、それに対応する確保数を各施設事業ごとに数値で示しております。見込み数につきましては、さきに触れましたニーズ調査及び利用実績をもとに数値を設定しております。また、数値の設定につきましては、甲斐市子ども・子育て会議において審議を諮り、計画の透明性を図ったところです。

57ページ、58ページですけれども、こちらは保育所、幼稚園、認定こども園等の見込み数及び確保数について記載されております。

次、60ページから66ページまでが地域子ども・子育て支援事業の需給計画となっております。

地域子ども・子育て支援各事業についてご説明いたします。

まず、59ページをお開きください。

本市では、ここに記載される11事業を実施することとなります。

続きまして、60ページをお開きください。

各事業の概要についてご説明いたします。

まず、延長保育事業です。延長保育事業は、通常保育を延長して、保育所で子供を預かる事業です。

続きまして、放課後児童健全育成事業、この事業は、放課後の保育を行う事業であり、これにつきましては、今後の方向性でも触れておりますとおり、新たに国の基準に沿った市の条例を設けた上で運営をいたすこととなります。ここで、この表記でありますと、量の見込み数983に対し、確保量が1,000でありますので、平成27年度から小学校6年生までの年齢拡大に対応できるように受け取られますので、一般質問で市長がお答えいたしましたとおり、法に基づき5年間の経過措置を充て、順次期間内早期実施を図る旨をわかりやすい記載に変更を予定しておりますので、ご了承をお願いいたします。

61ページをごらんください。

子育て短期支援事業です。この事業は、乳児院「ひまわり」に委託する事業であり、保護者の疾病等の理由で児童の保育が困難な場合に、一時的に子供を預かる事業です。

続きまして、地域子育て支援拠点事業、この事業は、乳幼児と保護者の交流・情報交換等ができる場を提供する事業であり、市では平成27年度から新たに1カ所を開設し、計4カ所で実施いたします。

62ページをお開きください。

一時預かり事業、この事業は、保護者の就労等、家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、保育園等において子供を預かる事業です。

続きまして、63ページをごらんください。

病児保育事業、この事業は、保護者の就労等により、病児の世話を家庭で行うことが困難な場合に一時的に保育等を行う事業です。

続きまして、子育て援助活動支援事業、この事業は、ファミリー・サポート・センターを拠点とし、育児の応援を依頼したい人と、育児を応援できる人が会員として登録し、通学・通園の送迎、一時預かりなどの相互援助として行う事業です。

64ページをお開きください。

新規事業となります利用者支援事業です。この事業は、子供の保護者が教育・保育施設や子育て支援各事業の中から適切なものを選択、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。市では、子育てひろばにおいて本事業を実施いたします。

続きまして、65ページをごらんください。

以下の3事業は、健康増進課の所管となります。

まず、妊婦一般健康診査助成事業、この事業は、妊婦の一般健康診査の要する費用を助成する事業です。

66ページをお開きください。

乳児家庭全戸訪問事業、この事業は、乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、養育環境の把握を行う事業です。続きまして、養育支援訪問事業、この事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、適切な養育が行われるよう必要な支援を行う事業です。

以上、各地域子ども・子育て支援事業について簡単に事業概要を説明いたしました。

本市の計画期間中の教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業については、記載にありますとおり、見込み数に対する確保数は既存の体制でおおむね確保できる計画となって

おります。

次に、70ページをお開きください。

ここでは、ニーズ調査で特に要望の多かった5つの項目について本市の考えをまとめております。

88ページをお開きください。

計画の進行管理となります点検及び評価は、記載のとおり甲斐市子ども・子育て会議において行ってまいります。

以上で甲斐市子ども・子育て支援事業計画についてのご説明を終わらせていただきますが、常任委員、そのほかの議員の皆様には計画に対する意見書をご用意いたしました。ご意見等がございましたら、2月6日までに事務局までご提出をください。また、1月13日から2月6日までの間、パブリックコメントを実施し、広く市民の皆さんのご意見を求めることとなっております。

以上で甲斐市子ども・子育て支援事業計画についての説明を終わります。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

保坂副議長。

○議員（保坂芳子君） ちょっと単純なことなんですけど、60ページで先ほど、私、延長保育事業という話が最初にありましたけれども、今の保育園で7時まで預かっていますけれども、こういったものをもっと延長するということなんでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 今やっている事業もそうなんですけど、今度新しい事業になりますと、標準時間と短時間になりまして、時間は与えられた時間が変わってきますので、その開園時間の中での延長になります。時間的には同じ時間の開園時間ではありますが、時間内です。

また、蛇足となりますけれども、指定管理者が運営いたします竜王西保育園につきまして

は、開園時間をもう少し延長いたしまして、やる予定になっておりますので、時間が若干延びてくるのかなというふうに考えております。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で（６）甲斐市子ども・子育て支援事業計画（案）についてを終了します。

次に、（７）新制度に伴う保育料等について、担当より説明をお願いします。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 引き続き、子育て支援課から新制度に伴う保育料についてをお願いいたすわけですが、まず、本来なら本日はこの３月定例会にお願いを予定しております、甲斐市立保育料条例の概要について説明いたしまして、また、施行規則で定めます保育料の階層区分表をお示しすべきところですが、現在の保育料よりもさらに充実させました効果的に市費の投入を前提にしました保育料の設定を今、考えております。それで、ちょうど財政部局と来年度の予算の詰めをしている段階でございまして、内部調整に手間取っておりますことから、本日は甲斐市立保育料条例の概要についてのみの説明とさせていただきます、改めまして２月の月上旬に常任委員会の開催をお願いし、保育料等の説明をいたしたいと考えております。ぜひご了承をお願いいたします。

それでは、常任委員会資料８ページをお開きください。

背景でございます。平成27年度に施行となります子ども・子育て支援新制度におきまして、児童福祉法の改正により、保育料を取る根拠法が子ども・子育て支援法に移行しますが、この法律には、保育料の徴収規定がないことから、市町村におきましては、保育料の徴収について条例で規定する必要があるというものであります。

主な内容であります。甲斐市保育料条例の制定ということで、１号から３号認定の子供が、特定教育・保育施設、いわゆる幼稚園、これは施設型の幼稚園になります。それと保育所、認定こども園及び特定地域型保育事業、これは小規模保育事業等になりますが、これらを利用する際の保育料の徴収根拠を定めるというものであります。

具体的な保育料、それから、減免、多子軽減等の細かな金額に基づくものにつきましては、この条例の施行規則におきまして規定するものとなります。１号から３号認定の区分については、この下の表のとおりであります。

次に、甲斐市保育料条例施行規則についてであります。保育料額等については、先ほど申しましたように検討中でございます。この今月中には確定する予定でありますので、先ほど申したとおり、2月上旬に常任委員会の開催をお願いするところであります。

保育料の算定についてであります。これまでは所得税から算定しておりました。この改正に伴いまして、27年度からは市民税の所得割額に変更となるものであります。これによってどうなるかといいますと、所得税によって換算したものにつきましては、年少扶養控除を考えまして、あるものとして今までは算定しておりました。今度、市民税の所得割額で算定いたしますと、年少扶養控除は考慮されませんので、ずばりの額になることとなります。ですから、特にこのまま横滑りいたしますと、高所得でたくさんのお子さんがある家庭、高校生までですかね、たくさんのお子さんがある家庭につきましては、かなりの保育料の増額となるというような傾向にございます。この辺の考慮が必要なのかなということで今、内部調整を図っているところであります。

条例の内容であります。条例の構成は4の条例（案）にありますとおり、1条の趣旨から6条の委任までで構成されております。定例会に上程させていただきますので、概要をご説明いたしました。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

この内容につきましては、3月定例会の案件となりますので、特にお聞きしたいところがありましたらお願いします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で（7）新制度に伴う保育料等についてを終了します。

次に、（8）甲斐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要について、担当より説明をお願いします。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 引き続き、よろしくお願いします。

甲斐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要についてであります。

放課後健全育成事業につきましては、一般質問等々いただいております、ご案内のことかと思えます。共働き家庭など保護者が昼間に仕事などで家庭にいない小学生を対象に、授業終了後に児童館等を利用して、遊び場や生活の場を提供する事業であります。

この背景であります。先ほど申し上げましたとおり、この27年度より、子ども・子育て関連3法により、児童福祉法が改正されまして、放課後児童クラブの対象年齢がおおむね10歳未満の児童、これは小学校1年生から3年生までであります。これから小学校就学児童、いわゆる小学校6年生までとなることから、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないということとされました。

主な内容であります。従事する職員についてであります。支援の単位、いわゆる1クラスについて、職員を2名以上配置し、うち1名は有資格者とするということとあります。これにつきましては、前の常任委員会で説明したとおりであります。

また、支援の単位、いわゆる1クラスの規模についてであります。この規模については、おおむね40人までとするということとあります。

施設については、専用スペースの面積基準がございまして、児童1人当たりおおむね1.65平米以上ということとなっております。

これは本市の考え方ですが、これは国の基準でありますので、この基準を本市にも当てはめたいと考えております。条例の構成につきましては、4の条例（案）にありますとおり、1条の趣旨から22条、ページをめくっていただきまして22条のその他までで構成されております。

これにつきましては、今後の課題であります。現状の施設と学校の空き教室等の利用を検討しまして、経過措置が設けられております。この5カ年の中で、随時、対象学年の拡大を図りたいと考えております。

施設の確保と職員の確保が問題になるのかなというふうにと考えてございまして。

利用料金の見直しにつきましては、さきの一般質問で市長がお答えしましたとおり、今、月額2,000円、それから、長期の休み、夏休みには月額4,000円いただいているところであります。この料金につきましては、先ほど申しました面積基準並びに定員基準の整備が整った段階で、見直しを図りたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上であります。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

この内容につきましても、3月定例会の条例制定の内容となりますので、特にお聞きしたいことがありましたらお願いします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で（8）甲斐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要についてを終了します。

次に、子育て支援課関係のその他に入ります。

子育て支援課よりありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） 次に、子育て支援課関係で委員より特にお聞きしたいことがありましたらお願いします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 保育園の進捗状況はどんなぐあいですか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） ありがとうございます。ご心配いただきまして、申しわけございません。ちょうど今、調整に入っておりまして、9割5分方調整が終わっております。あと9割9分かな、あと数件になっておりまして、実は第6希望までいただいております、今、調整に入っておりますのは第6希望まで入れなかった方に電話をおかけしまして、そのまだあいている保育園がございますので、その保育園でいかがかという調整を行っております。そんな状況であります。よろしく申し上げます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

〔発言する者あり〕

○委員長（小澤重則君） じゃ、建設の状況をお願いします。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） すみません。建設状況についてお答えします。

竜王北保育園及び西保育園につきましては、建築のほうは終わりました、外構工事に入っております。外構工事で今ちょうど旧園舎の取り壊しを行っているところでして、先ほどちょっとお願いしたんですが、2月の中旬に常任委員会、お願いしたいと思っておりますが、そのときにできれば現場のほうを見ていただければよろしいのかなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） 以上で子育て支援課のその他を終了します。

ここで暫時休憩とし、職員を入れかえを行います。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 2時58分

○委員長（小澤重則君） 会議を再開します。

次に、（9）第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（素案）について、担当より説明をお願いします。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） こんにちは。本年もよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料に、計画の素案、また、1枚のA3の用紙を用意しております。

まず、計画のほうの素案のほうをお願いいたします。

ここで、資料の訂正等、申しわけありません。よろしくお願いいたします。

まず、一番最初の表面なんですけれども、こちらの素案ということで、ちょっと素案が抜けておりましたので、大変申しわけありません。

続きまして、資料の49ページをお願いします。

こちらのほうの③と④のところで、まず、③なんですけれども、訪問型と書いてありますけれども、これ通所型のサービスCではなくてサービスBという訂正をお願いいたします。

[発言する者あり]

○長寿推進課長（三澤 宏君） ③の「訪問型サービスC」を「通所型サービスB」にお願いいたします。

その下の④のところは、「訪問型」を「通所型」に訂正をお願いいたします。

では、すみません。74ページをお願いいたします。

一番下に矢印がありますけれども、矢印の右側に「例えば」ということで、平成27年度の第1段階の所得階層別加入割合を補正した場合と書いてありまして、保険者数は1,038人を2,620人で、これで0.5を掛けますので1,310人となります。「1,038人」を「2,620人」、0.5を掛けまして「519人」を「1,310人」にすみません、訂正のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、概要のほうに入っていきたいと思います。

まず、ページ1ページのほうをお願いいたします。

左側のページに目次がありまして、第1編の総論から第3編の資料編までとなっております。

それでは、2ページ、3ページをお開きください。

計画の位置づけでありますけれども、老人福祉法、また、介護保険法に基づきまして、今回の計画を策定いたします。計画の策定年度につきましては、一番下のほうに表がなっておりますけれども、27年度から29年度の3カ年となります。

3ページのほうをお願いいたします。

計画策定の方法ですけれども、昨年度、ニーズ調査を実施しております。こちらにつきましては、既に常任委員会のほうにご説明等をさせていただいておりますので、省略させていただきます。

(2) 番のところですが、甲斐市保健福祉推進協議会・甲斐市地域包括支援センター運営協議会、保健福祉推進協議会は、きょうの午前中、本日の午前中、また、地域包括支援センター運営協議会のほうは、昨年12月18日にこちらのほうの素案につきまして協議等を行っております。

今後は、(3) 番に書いてありますけれども、パブリックコメント、1月13日から2月6日までということになりまして、最終的な案につきましては、また、次回等の常任委員会におきましてご説明等をさせていただきます。

それでは、4ページのほうをお願いいたします。

介護保険制度の改正ということで、今回の制度は大きく変わっているところがあります。

1番の地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みとしまして、その下のサービスの充実というところに、①から④まで書いてありまして、在宅医療・介護連携の推進、2番目の認知症施策の推進、3番目の地域ケア会議の推進、4番目の生活支援サービスの充実・強化と、また、その下の①となっておりますけれども、全国一律の予防給付、こちらは要支援、要支援1と要支援2の方の訪問介護・通所介護、いわゆるヘルパーとデイサービスであります。こちらのほうを市独自の地域支援事業に移行しまして、また、多様なサービスを付加していくという形になります。その②のところは、特別養護老人ホームの入所基準は、原則的には3以上とするということでありまして。

2番目の費用負担の公平化ということで、低所得者の保険料の軽減割合を拡大ということで、また後ほど説明しますけれども、さらに低所得者の軽減の割合を拡大していきます。その下の①の一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げということは、今まで利用者は1割負担でありましたけれども、一定以上の所得の方は2割の負担となります。また、②番のところは、特別養護老人ホーム等の入所に当たりまして、世帯分離等を行っている方につきましては、配偶者の所得等も勘案して軽減等を行うという形になります。

続きまして、ページをちょっと進ませさせていただきまして、22ページ、23ページをお願いします。

こちらのほうは、高齢者の推計、また、23ページのほうにつきましては、要介護者の推計等の数字になっておりまして、もちろん甲斐市におきましても増加の一途をたどっているという形になります。こちらのほうはちょっと省略させていただきます。

続きまして、24ページをお願いします。

24ページの(3)番、施設・居住系サービス利用者の推計ということで、上から2行目のところですがけれども、第6期計画では、平成29年度に「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」ですがけれども、こちらを2ユニット(18人)、また、「地域密着型介護老人福祉施設」、こちらは特別養護老人ホームですがけれども、1施設(29人)、こちらのほうを増設の計画をしたいと考えております。

続きまして、26ページ、27ページをお願いいたします。

計画の基本理念、また、計画の目標の大きな柱ですがけれども「健やかで 心ふれあう まちづくり」が基本理念としまして、計画目標の大きな柱の3つの「心身ともに健やかに暮らせる生きがいつくりの推進」「安心して快適に生活できる福祉の充実」「地域全体でささえ

あう生活環境の整備」と大きな柱が3つあります。その下に、いろいろな細かい事業が、27ページのほうに記載しております。

それでは、ちょっとページをまた飛ばさせていただきまして、31ページをお願いします。

31ページは、地域包括ケアシステムの構築に向けて、さらに充実をしていく施策等が記載されております。

32ページ、33ページと記載しておりまして、34ページをごらんいただきたいと思います。

34ページの(4)番、在宅における医療・介護の連携の強化ということで、こちらのほうは特に国としましても地域包括ケアシステムの構築に向けて医療と介護の連携が非常に重要だということになっております。

6番目、生活支援サービスの体制整備ということで、こちらのほうは、ここにちょっと記載してありますけれども、今後の生活支援、いろいろなサービスがありますけれども、そちらのサービスにつきまして、いろいろボランティア等の担い手の養成とか資源の発掘とか、また、連携とか、そういうことをする専属の推進員を設置しなさいということに国のほうから言われていますので、その方を設置して、また、その方を中心にいろいろな関係する団体、社会福祉協議会とか自治会とか、民生委員さんとかいろいろなところがありますので、そういった団体と連携をし合って生活支援サービスを進めていくということになります。

35ページからは、今、最も力を入れていかなければならない認知症高齢者対策の充実ということで、こちらのほうの(2)番のところ、認知症に対する支援の充実ということで、認知症ケアパス、また、認知症サポーターの養成講座も充実したり、また、36ページのほうをまくっていただきまして、③の初期集中支援チーム、こちらは先生とか看護師等が早期に自宅等を訪問して対応していくと、また、それにかかわるいろいろな施策を進めている④の地域推進員を設置します。⑤番目は、見守りネットワークということで、徘徊の方を早期に探すネットワークづくり、これは警察、消防、自治会の関係者、また、地域の住民、金融機関等を交えまして、そういうネットワークを構築していく形になります。⑥番の認知症予防プログラムにつきましては、物忘れ目安のリスト等をホームページ、また配布等をして、早期発見につなげていきたいと考えております。⑦は認知症カフェにつきましては、こちらのほうは先進事例等を視察等を行いまして、設置に向けて進めていきます。あと⑧番目は介護マークという、こちらのほうは介護している方が、何で一緒にくっついているのかとか、いろいろな疑問点を持たれないように介護マークの普及啓発等を行っていきます。

続きまして、38ページをお願いします。

38ページが一番上の②の高齢者等配食サービスにつきましては、現在の配食サービスを今後は新たな事業として展開していく上で、やはり国のほうからも配食は食材費などの補助については、そういう趣旨で行っているのではないので、それ相当の金額をいただいて、見守り等は市のほうで行うような形態に今後改めていきたいと考えており、また、金額等につきましては、決まり次第、ご説明等をさせていただきます。

続きまして、45ページをお願いします。

45ページからにつきましては、今度の新しい介護予防日常生活支援総合事業の構成図等が画いております。この図のように、要介護1から5は変わりませんが、その下の要支援の1から2は新たな事業に変わっていくという形になります。

すみません。46、47をお願いします。

46につきましては、新しい事業の構成図となります。

47ページにつきましては、どのように一般の高齢者または従来の要支援者等をサービス提供までいくかという流れが書いてありますけれども、省略させていただきます。

48、49ページをお願いします。

こちらのほうが新しい事業の形態となります。

続きまして、50ページをお願いします。

50ページは、一般高齢者を対象として、予防の事業をいろいろ進めていくということで、この中で⑧の介護支援ボランティアポイント、こちらのほうも28年4月から実施する方向で考えております。また、いきいきサロンにつきましては、今後さらに拡充を図っていくという形でございます。

続きまして、ずっとページをちょっと飛ばさせていただきます、71ページをお願いします。

71ページからにつきましては、保険料の算定の仕方が書いてあります。もちろん①番の介護給付費、これは要介護1から要介護5の方の給付費、こちらのほうも伸びておりまして、続きまして、72ページの②の予防給付費、こちらのほうは要支援の方の給付費でありますけれども、今後は28年度からは新たな事業として、市独自の地域支援事業のほうに移りますので、大きく28年度からは経費が地域支援事業費のほうに増額となります。

そのように計算をしまして、保険料を算定していくわけでございますけれども、73ページのほうで真ん中のちょっと表をごらんください。

こちらのほうの負担割合で変わっている部分があります。一番左の第1号被保険者の保険

料、3カ年の現在までは21%でありました。27年度から29年度につきましては22%となります。また、2号被保険者につきましては、それと5割ということになっておりますので、28%に減ります。これは、第1号被保険者、65歳の方の人口がふえておりますので、割合がふえておりますので、この割合に沿って国のほうでこの基準は定めることとなります。

続きまして、74、75をお願いします。

74ページにつきましては、1号被保険者の推計の人数、また、第1段階から第9段階までの所得等に応じたおおむねの推計の人数が記載されております。こちらのほうで第9段階というのは、今までは甲斐市におきましては6段階、詳細なものを2つ設けておりましたので、第8段階の保険料を定めておりました。今度は国のほうで第9段階となりますので、甲斐市におきましても9段階の保険料を定めることとなります。

75ページのほうの下の表をごらんください。

こちらのほうに第1段階から第9段階までの所得の対象となる方の状況等が書かれておまして、その右横に保険料率、第1段階は0.5というふうに記載されております。第2段階は0.75、第3段階も0.75と書いておまして、こちらのほうの第3段階までにつきましては、現在、国のほうでさらに軽減対策をするということで、こちらのほうは3月に最終決定する予定で今、調整に入っておりますけれども、最終的にはこの第1段階が0.5が0.30、そして、その第2段階が0.75が0.50、第3段階が0.75が0.70となる予定になります。ですから、最終的にはさらに軽減が進むこととなります。この差の分につきましては、国・県・市のほうで負担していくこととなります。こちらのほうの決定が3月になりますので、3月の介護保険条例、保険料の記載につきましては、この今の現状で、今、最終的な保険料の計算をしております。確定次第、また議会のほうには報告させていただきますけれども、その金額で3月議会のほうの条例は提案させていただきます。その後、専決処分、市長の専決処分によりまして、0.3、0.5、0.70の形で専決の処分をさせていただきたいと考えております。

また、新しいこのA3のほうのちょっとところに説明のほうをさせていただくんですけども、この表は一般会計、老人福祉費の一般財源を使っている事業が上のほうに書いてあります。その横に26年度は実施しておまして、27年度は継続とか、どういうふうにしていくというのを書いておまして、例えば配食、上から3つ目の配食につきましては、27年度が継続、28年度からは介護保険の特別会計に移して、生活支援サービスまたは任意事業のほうに移していきます。まず、ふれあいペンダントにつきましては、介護保険のほうに27年度から移していく予定でございます。ミニデイサービスにつきましては、27年度は継

続していきますけれども、28年度からは通所型の新たなサービスに移していくというような表になっております。

その下の表を見ていただきたいんですけども、こちらのほうは地域支援事業、給付の本来もう法で定まった給付につきましては、全部省略させていただいています。市独自の事業がここに全て記載しております。上から4つ目の「(新)」と書いてあって訪問介護、こちらのほうは27年度は移行に向けて準備をしまして、28年度以降は現行の同等のサービスを行いますけれども、単価等につきましては市独自になりますので、近隣の状況等を勘案して、また設定をしていきたいと考えております。このように新たな新しい訪問介護、また、通所介護の施策、また、下のほうにいきますけれども、下の包括的支援事業の「(新)」と書いてあります在宅医療・介護連携推進、その下の生活支援体制の整備、また、その下の認知症のいろいろな施策、こちらのほうの4つにつきましては、国のほうでは27年4月から基本的に行うようにということに決まっておりますけれども、体制が整わないとできませんので、こちらを27年4月から行わない場合には、条例で定めることとなっておりますので、介護保険条例の附則のところ、こちらのほうを27年4月から始められないものにつきましては、日時を、年月を設定していきます。その中で、一番上の訪問介護・通所介護等の要支援の方のサービス、こちらは28年4月から予定しております。そして、生活支援（コーディネーター・協議体）、これは29年4月を予定しております。残りの2つにつきましては、27年度から実施していくこととなります。

このようにちょっといろいろな事業が変わって、ちょっと短い時間ではいろいろ説明できませんでしたが、このような形で、うちのほうは事業を進めていきます。また、ご意見等ございましたら、ぜひよろしくお願いたします。

説明は以上となります。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

ありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ここに敬老福祉大会を廃止ということで、いきいきサロンの拡充ということのようではありますが、これについてはどんなふうな形で拡充をしていくのか、この辺は。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） こちらのほうは、敬老福祉大会が終わりましたので、地域のいきいきふれあいサロンのほうで、こちらのほうで、まずはいろいろメニューというか、その多様化をしていきたいと考えております。また、やはり指導者の育成というのが非常に重要だと考えておりますので、そちらのほうの指導者の育成、今は自治会長または民生委員さんがかなりの負担をかぶられている方もいらっしゃいますので、そういった指導者の育成、また意見交換、研修会等のいろいろな支援策を取り組みまして、この拡充に向けて努力していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 指導者の育成ということなんだけれども、これはいきいきサロンに置きかえて、この敬老福祉大会というものの入れかえをして、そういういきいきサロンに落とし込んでやるということでもいいのかな、その辺。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） やっている内容は、一堂に会して今までは敬老福祉大会という形で取り組んでおりましたけれども、今度は各地域でやはりいつまでも元気に長生きしていただくために、また、そういったみんなでコミュニケーションをとっていただきするという事で、こちらのほうに転嫁をしていきまして、うちとしては今現在ある40数団体の団体を拡充して、そちらのほうにその事業の経費等をつぎ込んでいきたいと考えております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 同じ50ページのところで、介護支援ボランティアポイントのことが触れてあると思います。ちょうど会派で10月に苫小牧へ行ってきたときに、このテーマだったんですが、ほぼ同じようなことと考えていいですかね。年間でどのぐらいポイントがたまって、これがどのくらい、翌年度に何か物品交換できるとか寄附するとかいうふうな話があったと思うんですが、ちょっとこの概要をもうちょっと詳しくお願いできればありがたいなと思います。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） こちらのほう、詳細は定めてはおりませんが、一応基本的には、ここに50ページも書かさせていただいていますけれども、1日そういったボラ

ンティア的な介護の活動に加わって、例えばいきいきサロンとか、そういった形でかかわってくれた方に対してはポイントを付与しまして、1年間のポイント、上限は定めまされども、そのポイントに応じて、やはり上限を限った市の特産物とかまたは商品券等に交換できるような、そういうことで考えていきますけれども、こちらのほうにつきましては、金額とか物につきましては詳細はまだ定めておりませんので、また、議会のほうのご意見をいただきながら考えていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） まだこの制度は県内ではやっていないことでしたっけ。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 私の知っているところでは、中央市等が行っておりますけれども、まだそんなにたくさんの方がやっているわけではありませんけれども、数団体はやっていると思っています。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 要望ですけれども、ぜひそれぞれの市でやっているところの市のいいところだけを吸い取ってやっていただければありがたいと、要望です。

以上です。

○委員長（小澤重則君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員はいませんので終了します。

以上で（9）第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（素案）についてを終了します。

次に、長寿推進課関係のその他を行います。

長寿推進課よりありますか。ないですか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） 次に、長寿推進課関係で委員より特に聞きたいことがありましたらお願いします。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） ないようですので、以上で長寿推進課のその他を終了します。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時25分

○委員長（小澤重則君） 会議を再開します。

次に、（10）甲斐市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）について、担当より説明をお願いします。

清水課長。

○健康増進課長（清水春雄君） お疲れさまでございます。

健康増進課のほうから今回、こちら議案のほうに提案されました甲斐市新型インフルエンザ等対策行動計画の素案の概要版に基づきまして、行動計画の素案の説明をさせていただきますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

この概要版のほうですけれども、こちらの記載されていますように、新型インフルエンザ等ということになっています。このところにある新型インフルエンザの対策というのは、平成21年に既に作成はしてあるところでございますけれども、今回ここに「等」という言葉をつけさせていただきました。これは、この経過のそのところの対策措置法のところにも書いてありますように、昨今、新型インフルエンザというのは、この毎年繰り返すいわゆる季節的なあのインフルエンザとウイルスの抗原性が大きく異なる新型ウイルスが出現することにより、ほとんどの人が免疫を獲得していないために世界的な大流行となり、大きな健康被害、社会的影響をもたらすことが懸念されております。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから、社会的影響が大きいものが発生する可能性もございます。

これは、この時代の流れとともに、今、国際交流とか海外からの転入者、海外へ行って、また戻ってくるということで、人の出入り、いわゆる交流が多いものですから、そのような新たなウイルスとか感染症が発生することが十二分に考えられるということで、国としまして、この危機管理として対応する必要があるのではないかとということで、ここにもありますように、平成24年の法律で新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されました。これに伴いまして、政府行動計画が作成され、山梨県、各県なりなんですけれども、その政府行

動計画に基づきまして、県の行動計画、そして、市町村はその県の計画に基づきまして市町村計画を作成するという手順になっております。そして、国全体、市全体でその万全の態勢を整備し、対策の強化を図るというものでございます。

じゃ、その下のところでございますけれども、行動計画の作成でございます。この計画の作成の中で、まず、対象となる感染症でございますけれども、まず、対象となる感染症としては、感染法で規定する新型インフルエンザ等感染症で、これは新型インフルエンザと、過去に世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行することなく長期間経過して再興したインフルエンザがございます。ここにあるように新型インフルエンザ等感染症、これが2つ分かれまして、新型インフルエンザと再興インフルエンザがあるということでございます。そして、下のほうにもう一つ並んで、新感染症という感染症も対象になって、これが先ほど申しました未知の今までに経験したことがないウイルスが発生した場合ということで、この2本立てをもって、その感染症を対象とした行動計画を作成するというものでございます。

じゃ、次のページをお願いします。

そして、新型インフルエンザ等の対策の目的及びその基本的な戦略ということで見えているわけでございますけれども、ここにもございますように、新型インフルエンザの発生というのは、予知することは困難でありまして、阻止することもまた不可能でございます。しかしながら、病原性が高く、蔓延のおそれのある新型インフルエンザ等が万が一発生すれば、生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねないということで、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理にかかわる重要課題と位置づけまして、次の下にあるような2点を主な目的として対策を講じるというものでございます。

1つの目的としましては、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するというものでございます。この目的を達成するためのポイントとしましては、感染拡大を抑えて流行のピークをおくらせ、医療体制やワクチン製造のための時間を確保するというものが1点。次に、もう一つ、もう2点目としましては、流行のピーク時の患者数を少なくして医療体制への負荷を軽減し、適切な医療体制を確保するというもの。そして、3つ目としては、適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らすというふうなことがポイントとなります。

もう一つの目的でございますけれども、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小限となるようにするというので、この目的を達成するポイントとしましては、地域で感染対策により、

欠勤者、いわゆるお勤めの方とか、そういう事業者とか、そういうふうな方々の欠勤者の数を減らすということ。そして、あと一つは、事業継続計画というものをそれぞれ事業所で作成して、優先順位をつくる中で、何をこういう危機管理の中でもどういものを、こういうものは続けて継続して仕事をやっていかなければならないと、そういうものを停滞することは許されませんものですから、そういうものを計画をつくる中で進めていくということで、これも措置法の中で定められておきまして、各事業所等もこれに基づきまして作成することになっております。

次のところの一番下の新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方は、これは新型インフルエンザ等対策は行動計画が作成されているわけけれども、政府行動計画が、それを基本的な考えが示されておりますけれども、市としては県と連携をする中で、その対処方針を踏まえる中で、この考え方に基づいてそれぞれの市町村は県と連携をとる中で進めていくというものでございます。

次に、3ページをお願いします。

新型インフルエンザ等の発生の被害想定についてでございます。

まず、これはこの被害想定が一応こちらのほうへ掲載されている理由というのは、やはり国のほうからの、ここにあるように、全国というのは国のほうで算定したもの、山梨県というのは県のほうで算定したものでございますけれども、これは全体としましては政府行動計画を踏まえて県行動計画に基づき、現時点における科学的知見や過去の世界で大流行したインフルエンザを一つの例として、国がこれを推計したもの、いわゆる全国というところなんですが、それをもとにしまして山梨県、そして、甲斐市がこれに当てはめてみたところのこれはデータでございまして、予想測定でございまして、

これを見ますと、本市は人口を下にもありますように、7万4,493人、これは平成26年4月1日現在ですけれども、それをもとにした場合、医療機関を受診する患者数は甲斐市を見てもらうと7,800人から1万4,900人と推定されるということでございます。また、致命率が、アジアインフルエンザ、これどういうことかという、アジアのインフルエンザが過去に起きているわけですけれども、それと同じ程度のもの、いわゆる致命率が0.53%、中等度の場合を考えた場合、入院患者数は約320人、死亡患者数は約100人と推計されるというものでございます。また、もう一つ、隣のところにあるスペインインフルエンザ並みの致命率2%の重度の場合、入院患者数は1,200人、死亡患者数は380人と推計されるものでございます。

○委員長（小澤重則君） 清水課長、もうちょっとはしょって説明ができれば、全部をやると、また時間かかります。

○健康増進課長（清水春雄君） よろしいですか。

○委員長（小澤重則君） ええ、ちょっとはしょって、わからないことは、また聞きますので。

○健康増進課長（清水春雄君） そうですか。ちょっと専門的になるものですけども、細かくさせてもらいましたけれども、そんなことで今、委員長のお許しを得ましたので、はしょって説明させていただきます。

○委員長（小澤重則君） よろしくお願ひします。

○健康増進課長（清水春雄君） よろしくお願ひします。

あと、下のところにそれぞれ対策の役割というものが、それぞれ計画で出ています。国から初めて市民までで、このような計画に基づきました。特に市におきましては、この中で行動計画を策定するということと、住民相談、要援護者への支援、そして、予防接種の実施、適切な情報の収集、提供、市民生活を維持するための対策に関する発生を想定した準備というものが市の役割として載っております。

じゃ、次ページをお願いします。

あと、ここの4、5はちょっと並行して見ていただきたいんですけども、これは計画の中で右のほうの2章のところに各論になっているんですけども、これが発生段階別、いわゆる6段階に分けております。未発生から始まりまして小康期までの6段階に分けて、それに主要のこの具体的な対策6項目を入れ込んでおります。1つとして、ですから、未発生期におきまして実施体制、サーベイランス・情報収集、情報提供と共有、予防・蔓延防止、医療、市民生活及び経済の安定の確保、これが一つのパターンになりまして、それぞれ発生期ごとにどのような対策をしたらいいかということで、それぞれ計画のほうで細かく載せていただいておりますので、また見ていただきたいと思います。

なお、この計画に至っては、本当に未知なものということで、どんなものが来るかは想定できないんですけども、そういう一番高いのところ、レベルの高いところの計画をつくっておくことによって、万が一何か出た場合のこれを応用する中で対応できるということで、国のほうでも今やっぱりこの時代にやらなくてはならないということで、こんなふうなことで法律が制定されたものですから、市もそれに倣いまして対応、いわゆるマニュアル的なものですけども、この計画に基づきまして対応を全庁一丸になって、また、市民の生命・財産を、生命と健康の維持、また、市民生活、経済活動を展開するための努力をしていきたい

と思いますので、ひとつよろしくお願したいと思います。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） これは医療機関との関係が重要になるんだけど、その辺との協議というか何というか。

○委員長（小澤重則君） 清水課長。

○健康増進課長（清水春雄君） 今おっしゃるように、幾つかのこのところに、うちのほうで6項目の中で、さきの4ページのところで6項目の中で5番の医療というところがございます。このところで触れているわけでございますけれども、これは当然医療関係ですから、その法律の中で国とか県のほうで、それは医療関係の体制整備をするということになっています。今現在、医療関係におきまして、例えば例を出しますと、緊急医療の関係が今あるわけですが、それも県のほうでそういう会議等を設ける中で、医師の代表とか、そういうもので毎年定期的にそういう会議を開いていますから、そういうような中で、また指導とか養成等をしていただけるということで、またそういうものの情報が入れれば随時、こちらのほうで皆様方に情報発信できるという形をとることになってまいります。

以上です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 推進のための役割分担というのがあるんですけども、それぞれのここに6項目あるわけね。これ一応それぞれの機関とかあるんだけど、やはりこういう行動計画にあるということは、やはり市民も知ってなきゃまずいと思うんだよね、一番もとなるのは市民だから。そういう点に関して、こういう行動計画の概要版とか大事ですけども、そんなようなものを市民にアナウンスするというか、そういう予定はあるの。

○委員長（小澤重則君） 清水課長。

○健康増進課長（清水春雄君） 今、委員さんが言った、おっしゃるとおりだと思います。これも行動計画をつくるとは何のためにつくるかということの原点に戻りますと、そこだと思うんですね。やっぱりそれはこちらのほうに情報提供ということは、今の時代すごい大事

なことだと思っておりますので、これは計画ということで、今年度作成するというものでしたもので、この程度の計画ということで今、初めて皆様方にご紹介させてもらっている話でございます。今後、これに対する市民への周知とか、もしくはこの計画とは別にマニュアル的なものを作成するとか、またはそういうものは防災の計画も同じように、あんなふうな形で皆さんにもっと積極的にいろいろな情報は発信していかないと、危機管理を持ってやるといふことですから、その辺を考える中で対応はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） さっき松井委員と同じ関連になるんですけれども、この素案の中の18ページに、箱の中の下のほうの箱ですね。新型インフルエンザ等対策会議というメンバーが入っていますが、この中に医療関係がないんですよ。例えば県のほうの医療のほうから連絡待ちとか何とかおっしゃっていますけれども、積極的にこの段階で地域の医療の代表者とか、そういった方々をもう入れ込んでやるべきじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 清水課長。

○健康増進課長（清水春雄君） 今、委員さんのほうからおっしゃるとおり、この18ページのところを見ますと、この対策のいわゆる実施体制の中で載っているんですけれども、これはあくまでもうちのほうの政府と緊急、そういう状況を受けた場合、対策本部というものは、今の防災のほうでもありと同じような形でこれを作成させていただきました。

そして、こここのところに、うちのほうで現在、市医が5名いるんですけれども、その中で要綱の規定にもあるんですけれども、その中で市内の医療関係等の調整を図るところもございまして、そのような関係で、うちのほうでその事務局を持っていますから、当然こういうふうなものを年にまた、そういう会議がございまして、その中でこの説明もさせていただきます、またご協力、提案等をしていただく中で、また、この本文のほうへこういうものの意見があれば載せるということ、この内容の中には記載されております。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 私が言っているのは、この会議の中に、もう既に入れ込んだらどうかという話なんです。その意見を聞いてからではなくて、もう対策会議ですから、そ

の場、現場の意見が重要視されると思うんですよ、特に医療のほうの。ですから、ここへ入れ込んだらどうかということなんですが、それはまだ考えていないということでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 清水課長。

○健康増進課長（清水春雄君） 今この計画の中のいわゆる方針の中では、今現在のところは考えておりません。ただし、今、私が話したように、そういうふうな会議等を設けますから、その中で随時、情報を流す、また情報をいただく、そして、その中で専門的な意見等がございましたら、その会議へ参加することはできますから、その中で任意でそのところを説明してもらおうという機会は出てきますから、その中でやってもらう。ただ、構成員の中へは入れるというちょっと予定は今のところはございません。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員はいませんので終了します。

以上で（10）甲斐市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）についてを終了します。

次に、健康増進課関係のその他に入ります。

健康増進課よりありましたらお願いします。

ないですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） 次に、健康増進課関係で委員より特に聞きたいことがありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） ないようですので、以上で健康増進課のその他を終了します。

最後に、その他委員よりありましたらお願いします。

その他に入ります。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） ないようですので、終了します。

事務局よりありましたらお願いします。

石原書記。

○書記（石原大助君） お疲れさまです。

先ほど子育て支援課から保育料と竜王北保育園、西保育園の視察ということで、2月の上旬という話がありましたけれども、日程につきましては2月4日の水曜日、午後1時30分から予定したいと思います。2月4日水曜日、午後1時30分から厚生環境常任委員会を開催しまして、竜王北保育園、西保育園の視察と保育料について審議していただきたいと思ひます。

あと、そのほか3月定例会前の委員会ですけれども、2月17日火曜日、こちら午前9時30分から予定したいと思ひます。本日出されました計画等の最終的な説明になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、こちらの計画に対する意見・提言書につきましては、4つの計画につきまして意見・提言できますので、2月6日金曜日までに議会事務局へ提出をお願いします。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

閉会 午後 3時45分